

# 鳥取縣公報

昭和十八年九月七日  
第千四百六十六號

火曜日

## 縣令

### ◆鳥取縣令第五十號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十二號鳥取縣青果物配給統制規則中左ノ通改正ス

昭和十八年九月七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第三條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四、知事ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ販賣スル場合第一條第一號ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和十八年九月一日ヨリ之ヲ適用ス

## 告示

### ◆鳥取縣告示第四百八十四號

## 目次

○縣令	一頁
●青果物配給統制規則中改正	一頁
○告示	一頁
●防空用火叩販賣價格指定	一頁
●食糧管理事務取扱員異動	二頁
●被保險者證中無効	二頁
●醫藥品調査員指定	三頁
●保安林編入	三頁
○彙報	五頁
●旅客運送營業取締規則制定	七頁
●決戦衣生活	九頁
●必勝日本の戦費展	二頁

00365

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル防空用火叩ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年九月七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

防空用火叩最高販賣價格

名 稱	單 位	製造業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
防空用火叩	一本	八二錢	九三錢

- 1 本表價格ハ竹柄(目通三寸以上)長五尺以上ノモノニシテ折返堅繩(長二尺五寸以上、徑一分五厘以上)四十本以上使用シ、マオラン繩、針金及蘭繩ヲ以テ仕上タルモノノ價格トス
- 2 本表製造業者最高販賣價格トハ製造業者倉庫又ハ庭先渡價格トス
- 3 本表小賣業者最高販賣價格トハ小賣業者先渡價格トス
- 4 本表製造業者最高販賣價格ハ荷造費ヲ含ミタル價格トス

◆鳥取縣告示第四百八十五號

食糧管理事務取扱員左ノ通異動アリタリ

昭和十八年九月七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

囑託シタル者ノ氏名

解囑シタル者ノ氏名

囑託(解囑)ノ年月日

擔當區域

職務執行ノ場所

鈴木 義太

寺園 勝志

昭和十八年八月十七日

縣下一圓

鳥取縣廳

釜江 久次

坂口 義明

同 同

同

同

◆鳥取縣告示第四百八十六號

00366

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年九月七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證記號 番號

被保險者氏名

工場事業場又ハ事務所 所在地

無効トナリタル年 月 日 備考

八わわ	二四	谷口 音治	八頭郡若櫻町若櫻林材株式會社	一八、八、九
鳥きは	二〇	谷口 次郎	鳥取市東品治町木島鐵工所	一八、七、二七
米よめ	四二二	飯橋 章	米子市祇園町二丁目株式會社米子造船所	一八、七、一八
鳥たよ	七	岡 森 甚一	鳥取市寺町大洋木工工業小組合	一八、七、一
氣せき	八〇	仙石 善藏	氣高郡寶木村石産金屬工業株式會社寶木製鐵工場	一八、七、一一
東め	四四七	小谷 博	東伯郡倉吉町明治機械製作所	一八、八、二八

◆鳥取縣告示第四百八十七號

左ノ者ニ對シ昭和十八年第二回ノ資源調査員ヲ命ジ醫藥品調査員ニ指定セリ

昭和十八年九月七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

調査區域

身分

名

住

所

鳥取警察署管内	藥劑師	吉田 太一	鳥取市茶町八ノ二
鳥取同	同	糸氏 戶壽康	鳥取市川端四丁目二九
岩井同	同	前田 益夫	岩美郡本庄村大字新井三七八ノ一

00367

河原同	醫師	森本太郎	八頭郡河原町大字袋河原四二
若櫻同	藥劑師	木島千代子	八頭郡若櫻町大字若櫻三八〇
智頭同	同	入江雅藏	八頭郡智頭町大字智頭三三〇
寶木同	同	島雄邦子	氣高郡寶木村大字寶木九一〇ノ一
倉吉同	同	小林直治	東伯郡倉吉町大字明治町一〇三二ノ六
倉吉同	同	中原健	東伯郡倉吉町大字大正町一〇七九
八橋同	同	遠藤士郎	東伯郡八橋町大字八橋五〇三
米子同	同	小阪元三郎	米子市柁町一丁目四九
米子同	同	宮本元衛	米子市角盤町二丁目二九
境同	同	増谷慶一郎	西伯郡境町相生町二三
境同	同	足立郷祐	西伯郡境町本町三〇
溝口同	同	内田隼一郎	日野郡溝口町大字溝口六三〇
黒坂同	同	眞壁壽	日野郡根雨町大字根雨六三九

◇鳥取縣告示第四百八十八號

青果物配給統制規則第七條第五號ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十八年九月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年九月七日

鳥取縣知事 武島

縣指定出荷團體ノ證票ヲ添附セルモノニ限リ左ノ範圍内トス但シ一日正味一貫未滿ノモノハ此ノ限ニ在ラズ

品目	數量
果實類	五貫
蔬菜類	拾貫

00368

◇鳥取縣告示第四百八十九號

左記箇所ヲ保安林ニ編入セントス

昭和十八年九月七日

鳥取縣知事 武島 一 義

字	地番	地目	臺帳面積	要編入見込面積	所	有者
日野郡溝口町大字上野						
貝塚	三一四	原野	町、〇七〇六	町、〇二〇〇	溝口町大字上野	
細見坂	三一七	山林	、一五〇九	、〇五〇〇	權代いその	
同	三一八	同	、〇三一四	、〇一一四	山岡房三郎	
御藏屋敷	三七八ノ一	同	、〇一一四	、〇一一四	幅田幸太郎	
同 二部村大字二部						
柿ノコ塔	四六二ノ一	原野	、九五二〇	、一〇〇〇	二部村	
同 大字福島						
袴谷東平	三〇一ノ一	原野	、六、九六〇五	、三〇〇〇	二部村	
同 大字福居						
穴ヶ峠奥	五五五ノ一	原野	、一、七五一一〇	、一〇〇〇	二部村	
穴ヶ峠	五二四	田	、〇八二八	、〇〇一五	原吉太郎	

00369

同	五二一	原野	、	〇六二二	、	〇一〇〇	竹田利行
同	日野上村大字三榮						
志免サシ	一、〇八九ノ一	原野	、	〇四〇一	、	〇四〇一	日野上村
地藏平ラ	一、二二八ノ二	山林	、	一〇〇〇	、	一〇〇〇	同

00370

### 彙報

#### 諸車を劃一的に統制し

#### 賃金の取締を嚴重に

##### 旅客運送營業取締規則制定

自動車用燃料の消費規正は益々強化せられ、自然自動車の運行能率は著しく低下し、交通需給の關係より當然人力車、厚生車又は乗合、貸切馬車等に依る交通機關の重要性を認められるに至り、之等の機關に依り一般旅客の運送を業とする者日に多きを加へんとする傾向にある。

然るに現行乗合馬車の規則は大正五年、人力車の營業取締規則は大正十一年それ〴〵制定せられてゐるが、何れも現非常態勢下に於ける經濟活動の圓滑を期し難いので、縣では此の際右二つの規則を廢止して新に人力車、厚生車及び乗合、貸切馬車を對象とした規則を制定し、業者の素質向上と企業を健全ならしめ、一面取締を勵行し、運賃其の

他の適正を圖るため、去る二十四日付縣令第四七九號を以て「諸車旅客運送營業取締規則」を制定公布した。即ち

- 一、厚生車の取締に關しては現行法令上何等の規定がなく其の構造設備は自轉車とサイドカー、又は類似のものゝを合體したものであつて、人力車とは其の構造及び使用方法等に於て相違してゐるが、結局衣替へをした人力車の一種と認められるので、之を放任して置いては交通保安上支障を生ずる虞れがあり
- 二、従來の取締規則に規定せられた事項では既に時代に即應しないものがあるので、之が簡捷化と合理化を圖ることゝし
- 三、人的物的資源の確保、並に交通警察上の見地から企業の濫立を抑制すると共に重點輸送の完璧を期し
- 四、時局の波に便乗して定額以上の賃金を請求し、或は濫りに出車を拒む等の不都合な行爲をなす者があり斯くては一般民衆に及ぼす經濟的影響甚大なるものがあるので、賃金の取締を嚴にすると共に劃一的統制を圖ることゝしたのである。

00371

本規則に依ると、禁錮以上の刑に處せられながら未だに改悛の情なしと認められる時、素行不良で公安を害し又は風俗を紊る虞れがあると認められる時、施設が不適當であると認められる時、他人に名儀を藉す虞れがあると認められる時、公益上支障があると認められる時等の一に該當する時は營業を許可せられないことになつて居り、更に營業を許可せられた者は

- 一、乗車を勧誘しないこと
- 二、名儀の如何を問はず定額以上の運賃を請求しないこと
- 三、定員を越えて乗車せしめないこと
- 四、不潔、不体裁な服装をして車輛を運轉し若くは運轉中喫煙しないこと
- 五、酒氣を帯びて運轉しないこと
- 六、迂廻しないこと
- 七、客の求めがあつた時は正當の事由なくして出車を拒まないこと
- 八、駐車場以外の場所に駐車しないこと
- 九、警察署長の命じた事項

等の各事項を遵守しなければならぬ。  
尙運賃並に料金は次の通りである。

△實車走行最初の二軒未満

馬	車	人力車	厚生車
貸切	乗合		
一圓	一人ニ付 二〇錢	五〇錢	五〇錢

△同 二軒以上一軒に付

馬	車	人力車	厚生車
貸切	乗合		
五〇錢	一〇錢	二〇錢	二〇錢

△時間貸運賃

貸切馬車	二圓	六圓	一〇圓
人力車	一圓二〇錢	三圓	五圓
厚生車	同	同	同
	一時間ニ付	半日(五時間)ニ付	一日(十時間)ニ付

00372

△割増料金

- 一、全行程の三分の一以上が險道又は惡路の場合は一割以内
- 二、雨雪泥濘の場合は一割以内
- 三、夜間(午後十二時以後日ノ出前まで)は二割以内
- 四、普通運賃の場合に於て待時間十分以上に及んだ場合は最初十分までは無料とし、それより十分又は其の端數毎に十錢以内の待料金を受けることが出来る。

(保安課)

## 決戦衣生活

勝ち抜く爲の婦人の任務  
纖維資源を節して戦争へ

大東亞戰下剛健簡素なる衣生活を確立し、併せて纖維資源の節約を期するため、政府では過般「戦時衣生活簡素化實施要綱」を閣議で決定し、これが具体化による「纖維製

品制限規則」等の改正に伴ひ、昭和十七年一月内省告示第五十號(纖維製品配給消費統制規則第十一條第一項の規定に依る纖維製品及其の點數指定の件)を次のやうに改正し八月九日公布して翌十日より施行せられることとなりました。

- 一、従來小幅織物ハ一反ノ長サ鯨尺三丈三尺ヲ超エザルモノヲ以テ一反三十點トシアリタルヲ、二丈六尺ヲ超エザルモノヲ以テ三十點トシ、二丈六尺ヲ超エル部分ニ付テハ一尺ニ付一・二點ノ割合ヲ以テ計算シタル點數ヲ加算スルコト
- 二、従來純絹織物及純絹製品ノ點數ハ、他ノ織物又ハ製品ノ點數ノ二分ノ一ナリシヲ改メテ他ト同點トナシタルコト

西南太平洋に於ける敵アメリカの反攻はまさに必死の有様でありまして、われ／＼は前線將兵と共に舉國一丸となつてこれを撃碎し最後の勝を得なければなりません。今や戦線は遠く彈丸雨飛する戰場のみでなく、われ／＼一人一人の一日一日の目の前にあります。われ／＼は衣食住は

めすべての面に於て、戦力増強の妨げとなる一切のものを捨て、奮闘せねばならぬのでありまして、衣の生活に於てもこの點大いに猛省改革せねばならぬのであります。

元來日本人は古來の衣生活の慣習から、他の國民に較べて非常に多くの衣類を所有してゐるのでありまして、贅澤でオシャレな國民と考へられてゐるアメリカでさへ平均二十枚以下といはれるに對し、日本人は平均して七才から二十才まで、三十枚、二十一才から四十才まで、四十枚、四十一才以上で三十四枚を所持してゐることになつてゐるといはれます。決戦下まことに贅澤な話といはねばなりません。

いま衣料切符を各人が一割づゝ節約するとしますと、全國ではスフヤ人絹が約八萬ポンド浮いて來ることになるのであります。これを製造する爲に要する資源は石炭二萬五千トン、苛性ソーダ三千トン、パルプ原料木材八萬二千石、勞力六百五十八萬人でありまして、この二萬五千トンの石炭は一億三千萬キロワットの電力となり、三千トンの苛性ソーダでは航空機に必要なアルミニウム一萬一千ト

ン造れ、これをまた火薬原料ピクリン酸製造に用ゐれば野砲彈で三百六十一萬發、小銃彈では實に十億發の彈丸が出來るといひます。またこのパルプ用木材では百トンの木造船が八十二艘造れます。

或はまた國內に使ふ縫糸を白のまゝで使ふとすれば染料約二百トン、石炭約二萬トンの資源の節約になり、しかもこの染料は直ちに米英撃滅の火薬生産に使用出來るのであります。われわれはわれわれの僅かな衣生活の節約が如何に大なる戦力増強に働かかを考へなければなりません。そして反對につまらぬ見榮や虚榮の爲に、中には闇までして衣料を求めることが、直に前線勇士の手から飛行機を、彈丸を取り上げてゐることになるのを思ふとき、日本人として如何になさけないことであるかを反省せねばならぬと思ひます。

お互に是非衣類の新調は見合はせませう。必ずあるもので間にあはせませう。どうしても新調せねばならぬときは男子は國民服の乙號とし、婦人は標準服を更生工夫で仕立てることとして、布地のきればしでも糸の二三寸も無駄

にせぬやう心掛けませう。

敵國でもネクタイは使ふまいとか衣料は戦前の四分の一に減じようとかしてゐます。個人主義自由主義を誇る米英でさへこの通りです。三千年の光輝ある歴史を承けて八紘一字の大理想の下に大東亞の共榮圈を建設し、米英の魔手を一掃して皇國の隆昌を完成しようとする日本人、忍苦の生活の中に尊い日本精神を培ひ來つた日本婦人の傳統の美しさを思ふとき、われわれは決して誤れる服飾感に迷つて戦力増強に邪魔をしてはならぬと思ひます。(商工課)

### 必勝日本の戦費展

十五日より廿四日まで

丸由百貨店

大東亞決戦下に於ける物的戦力の強化は國民奉公觀念の昂揚と國民貯蓄の増強に依る物心兩面よりする總力發揮に俟つべきであつて、武力戦に次ぐに生産戦と共に、貯蓄戦に於ても之が確保は銃後國民の自ら任すべき重大責務であ

る。

依つて縣では大政翼賛會鳥取縣支部と共催で大藏省、逓信省、陸海軍省、情報局、鳥取市の後援、鳥取郵便局、日本勸業銀行鳥取支店協賛の下に本年度貯蓄目標額二百七十億圓、本縣目標額八千萬圓達成に資するため、第二四半期に於ける貯蓄運動の一つとして十五日より二十四日までの十日間「必勝日本の戦費展」を、鳥取市丸由百貨店で開催し、戦費と貯蓄の一体的關係を周知徹底せしめることとなつた。

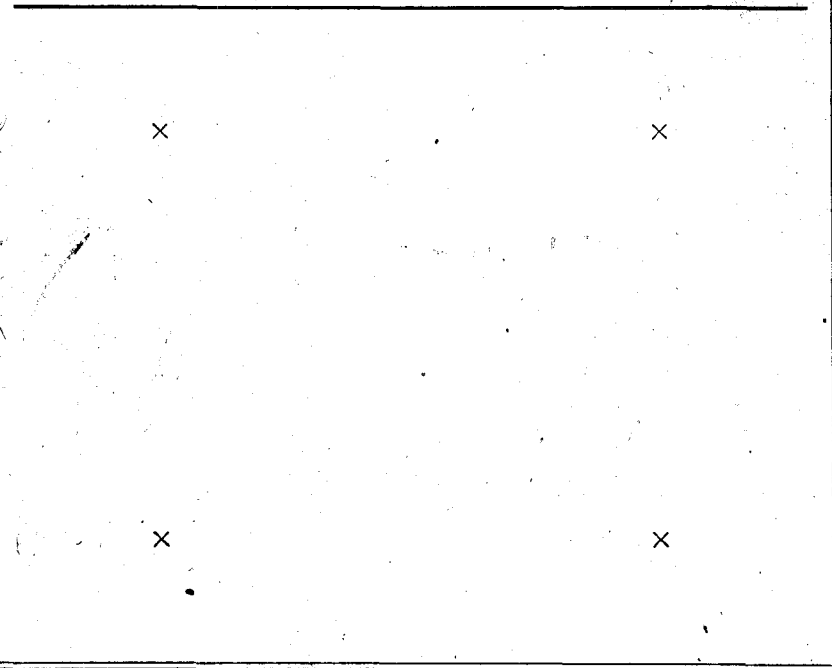
先づ十五、十六兩日は官廳の貯蓄關係者、各種団体長、町村長、地元市たる鳥取市町内會長、貯蓄組合長、婦人會幹部、女子青年團幹部、翼賛會及び翼賛壯年團幹部等招待の特殊參觀日とし、翌十七日より二十四日までを一般參觀日とすることとなつてゐるが、尙此の外に各常設館に於てもスライドを以て周知徹底せしめる筈である。

- 一、戦果編
- 二、戦費編

三、國債々券編  
四、縣内出品  
五、押收兵器

- 1 英國製ビツカース重機關銃 (重慶軍使用)
- 2 舊ロシヤ製ホツチキス同 (同)
- 3 英國製ファイアツト 同 (英軍使用)
- 4 チェツコ 輕機關銃
- 5 英國製ブローニング同 (重慶軍使用)
- 6 支那製 同 (同)
- 7 小銃 同 (同)
- 8 銃 劍 (同)
- 9 蘭印軍々旗
- 10 英軍被服
- 11 同 軍靴
- 12 同 鐵帽
- 13 米國製落下傘 (東京空襲ノ際使用)
- 14 飛行機標識
- 5 英國製十キロ燒夷彈

(七方課)



昭和十八年九月七日印刷  
昭和十八年九月七日發行

發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 取 縣  
鳥取縣 鳥取市 吉方町 取 縣  
印刷所 (西鳥19) 前田 印刷 所